

# 水戸市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

## 1 目的

水戸市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者等に対する意識啓発・制度周知、耐震改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及等を図ることが重要です。

このため、水戸市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、取組の充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、促進計画「第4章 建築物の耐震化の促進に向けた施策の展開」に基づき策定します。

## 4 検証・公表

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、年度ごとに取組内容の検証、見直しを行います。アクションプログラムの取組に伴う実施・達成状況については公表します。

## 3 取組内容・目標・実績

| 計画   | 令和8年度取組内容  | 令和8年度目標  |
|------|--|--|
|      | <p><b>【財政的支援】</b></p> <p>1 木造住宅耐震診断士派遣事業を実施します</p> <p>2 木造住宅耐震改修補助事業を実施します</p> <p><b>【普及啓発等】</b></p> <p>1 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象住宅に意識啓発用のチラシを配布します</li> <li>上記チラシ配布は令和8（2026）年度まで継続的に実施します</li> </ul> <p>2 耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断結果報告時に耐震改修を促します</li> <li>耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等の方法により耐震改修を促します</li> </ul> <p>3 改修事業者の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修事業者の技術力向上に係る説明会等を実施します</li> <li>耐震改修事業者リストを作成して公表します</li> </ul> <p>4 市民への周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌、ホームページ等を通じて耐震改修の必要性について周知します</li> <li>庁内においてパネル展示による普及啓発を実施します</li> <li>パンフレット等を作成し配布します</li> </ul> | <p>木造住宅耐震診断士派遣事業 30戸</p> <p>木造住宅耐震改修補助事業 3戸</p> <p>昨年度までの実績</p> <p><b>【財政的支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断士派遣 80戸</li> <li>耐震改修補助 8戸</li> </ul> <p><b>【普及啓発等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発用チラシ配布 6,159件</li> <li>耐震診断後未改修の住宅所有者への告知 159件</li> <li>広報誌への掲載（10回）</li> <li>パネル説明会の実施（6回）</li> </ul> |
| 自己評価 | 前年度の実績   | 課題及び改善策  |
|      | <p><b>【財政的支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断士派遣 24戸</li> <li>耐震改修補助 2戸</li> </ul> <p><b>【普及啓発等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発用チラシ配布 1,150件</li> <li>耐震診断後未改修の住宅所有者への告知 85件</li> <li>広報誌への掲載（8月、2月）</li> <li>パネル説明会の実施（8月、2月）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も事業の推進に向け、耐震化の必要性や補助制度等の普及啓発を図る必要がある</li> <li>更なるPRを積極的に推進する</li> </ul>   |